

地方公共団体及び農業協同組合以外で
農地を所有する者が開設する場合※（農家等）

| 開設方法 | 市民農園整備促進法による 場合 (施設整備を要する場合) | 特定農地貸付法による 場合 | 農園利用方式による 場合 (法律の規制なし) |
|-------------------|---|---|---|
| 開設者と利用者 との権利関係 | イ：貸付け ＝特定農地貸付け ロ：農作業の実施 ＝農園利用方式 | ・貸付け ＝特定農地貸付け | ・農作業の実施 ＝農園利用方式 |
| 開設者の農地の 取得の仕方 | ・自己所有地 | ・自己所有地 | |
| 施設 | ・農機具収納施設、休憩施設、 トイレその他の附属施設の 設置が必要 | ・要件とされていない | ・特に定めはない |
| 開設手続 | ・「特定農地貸付け」の場合 は、開設者と農地の所在地 を所轄する市町村との間で 貸付協定を締結 ・開設者が整備運営計画を作 成し、市町村に申請（内容 審査の上、市町村が認定） | ・開設者と農地の所在地 を所轄する市町村との 間で貸付協定を締結 ・開設者が貸付規程を作 成し、貸付協定も添え て農業委員会に申請 （内容審査の上、農業 委員会が承認） | ・特に定めはない （施設を設置する場 合は、農地法第4条 の許可が必要） |
| 開設場所 | ・市民農園区域 ・市街化区域 | ・特に定めはないが、適 切な位置にある場合に 承認 | ・特に定めはない |
| メリット | ・「特定農地貸付け」につい ては、特定農地貸付法の承 認があったものとみなされ 、当該承認があった場合と 同様農地法の権利移動の許 可等が不要 ・農地法の転用許可があつた ものとみなされ、整備運営 計画に定める休憩施設等の 整備については、農地法の 転用手続き不要 ・市街化調整区域で開設する 場合、都市計画法の開発行 為などの許可可能 | ・農地法の権利移動の許 可等が不要 ・土地改良事業の参加資 格の特例 | ・相続税の納税猶予制 度の適用（三大都市 圏特定市の市街化区 域農地においては、 生産緑地地区のみを 対象） |

※ 所有する農地で開設する場合に限る。